

第3回千葉県観光振興財源検討会議 議事概要

1 開催日時、場所

- (1) 日時 令和6年7月24日(水) 午前9時30分から正午まで
- (2) 場所 千葉県教育会館新館 501会議室

2 次第

- (1) 開会
- (2) 第2回会議の開催結果について
- (3) 議事
 - ①事業者及び市町村へのアンケート結果の報告
 - ②宿泊税導入による県観光への影響
 - ③使途の素案
 - ④税制度設計の素案
 - ⑤使途の明確化(見える化)
 - ⑥その他
- (4) 閉会

3 会議の概要等

■次第(1) 開会

○事務局

それでは、定刻となりましたので、ただいまから、「第3回 千葉県観光振興財源検討会議」を開催いたします。私は、本日司会を務めます、千葉県観光政策課の林と申します。よろしくお願い申し上げます。本日は、報道機関から撮影の申し出がございました。報道機関の皆様には事前をお願いしておりますが、撮影は議事に入る前の「第2回会議の開催結果報告まで」とさせていただきます、よろしくお願いいたします。

なお、本日も大変暑くなっておりますので、上着の着用については、各委員のご判断で、適宜着脱していただければと思っております、よろしくお願いいたします。

次に、お手元に配布させていただきました資料の確認をさせていただきます。まず、配布資料一覧がございまして、本日の会議次第、それから委員名簿でございます。それから座席表、資料1 第2回検討会議開催結果、資料2 第3回検討会議資料、別冊資料として、事業者及び市町村アンケート結果、以上7点でございます。不足資料等ございましたら、お申し出ください。

なお、委員のご紹介につきましては、配付の委員名簿、それから座席表をもって代えさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、本検討会議要綱第4条第2項の規定により、今後は座長に会議の進行をお願い

いたします。内山座長、よろしく申し上げます。

■次第（２）第２回会議の開催結果について

○内山座長

ありがとうございます。皆様改めましてよろしくお願いいたします。それでは、まず事務局から第２回会議の開催結果報告をお願いいたします。なお、先ほど事務局からもありましたように、報道機関の皆様方におかれましては、事務局からの報告後、撮影を終了していただきますようお願い申し上げます。

○事務局

資料に基づき説明。

■次第（３）議事 ①事業者及び市町村へのアンケート結果の報告、
②宿泊税導入による県観光への影響

○内山座長

ご説明ありがとうございました。続きまして、これより議事に移らさせていただきます。まず、事業者及び市町村へのアンケート結果の報告と、宿泊税導入による県観光への影響について、こちら関連がありますので、一括して事務局から説明をお願いいたします。

○事務局

資料に基づき説明。

○内山座長

ありがとうございます。ただいま事務局から事業者及び市町村へのアンケート結果の報告と宿泊税導入による県観光への影響について説明をいただきました。このことについて委員の皆様からご意見ご質問がございましたら、挙手の上お願いしたいと思います。

○委員

最後の影響についての質問になるのですが、おおむね影響は導入されてもないというようなデータという形になっているのかと思います。ただちょっと検討で注意をいただきたいなと思っているのが、この今の現状のデータ自体が東京、大阪、福岡と比較的観光資源というのか、宿泊客が安定しているエリア、自治体なのかなと思います。さらにはインバウンドにも非常に強いところだと思います。千葉県ももちろんある程度準じているとは思いますが、どうしても当県については、ディズニーランド周辺という特異性があります。そういうところで、特に南のほうの観光エリアが、導入された時にこれと同じような流れになるのかということについては、ちょっと注意して検証をしていただきたいなというふうに思います。以上です。

○内山座長

ありがとうございます。事務局からお願いいたします。

○事務局

ただ今委員からご指摘があったように、やはり千葉県特性としては、浦安、成田、千葉といった地域の宿泊者数が多いという一方、やはり県南部等々のエリアについては、比較的小規模な宿泊事業者も多いといったところですので、一括りにして県の影響といったことでまとめてしまうと、地域的なばらつきが当然出てきてしまうのかなと。そういったところは十分留意しなければならないと我々も認識してございますけれども、現時点でこの具体的な影響というのは、これ以上に掘り下げることが難しくですね、そういったところは当然、地域の特性といったものを配慮した上で導入を検討していく必要があると、こういったことで認識はしてございます。以上でございます。

○内山座長

ありがとうございます。よろしいでしょうか。その他、何かご質問ご意見がございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

○委員

ご説明ありがとうございました。今アンケートの中で、納入期限の問題、10ページですかね、ちょっと気になったというか、感触を教えてもらえればと思います。左側で選択肢としては、毎月分を翌月末までに申告納入するとか、あと3ヶ月分をまとめて申告してもらおうか、その他ということで、その他のご意見を見ると、1年分まとめてにしてくれとか、年2回くらいにしてほしいとか、という声が結構ありますよね。免税点はできるだけやめてほしいという話で、簡素にしてほしいというところとも、ここは通ずるところかな、というふうにも思うのですが、一方でこの左側の1月ごとと、3ヶ月分というこの2つの選択肢を見た場合には、毎月分がいいという、その回答が圧倒的に多いですね。

これは宿泊事業者さんの感覚としてどういうふうに理解すればいいのかなっていうのが、事務局もしくは委員とかお分かりであれば教えていただければと思うのですが、いかがでしょうか。

○内山座長

お願いいたします。

○委員

今のご質問について明確な回答の持ち合わせはないのですが、会員の宿泊事業者の皆様の見解でいうと、納入タイミングというのが今の宿泊税の議論に対して、比較的現時点ではウエイトが低い、関心が薄い部分になっているのかなというふうには認識しています。

その関係では、簡単に言うと、あまり業務を溜めない方がいいだろう、というところでの回答の例になっているのではないかなというふうには推測します。もう少し掘り下げる必要はあると思うんですけども、いろいろ様々な検討材料がある中での検討のレベルと
いうのか、それがまだ認識がそこまで辿り着いていないというのが現状かなというふうに
思っています。

○内山座長

ありがとうございます。事務局からはよろしいでしょうか。

○事務局

この部分ですが、後ほどまた議題の中で少しご意見賜ればと思います。後で説明を申
し上げますので、よろしく願いいたします。

○内山座長

そのほか何かご意見ございますでしょうか。お願いします。

○委員

アンケート結果はよくまとまっていて、まとめるのは大変だったろうなと思います。お
疲れ様でした。結果について見ると、これまでの検討の方向性を大きく転換させるような
結果はなかったのかなという認識を持っております。

ただ、これからのメニューの策定とか、税制度の設計等で、設計はこれから説明がある
と思うのですが、細かいところでまた検討を要するということが多いと思いますの
で、そういった検討にこの結果を生かすということがあるのかなと。委員のお話です
ね、県で間接税というのを昔やっていて、だいたい月税というか、月ごとにまとめてやる
というのが多かったので、多分こういうやり方が県税としてやる場合には多かったの
かなという認識をしているので、それでおそらくこういう結果も出ているのかなとい
うような気もいたします。ただし、3カ月というのもおそらくありましたので、この制
度もおそらく旧来の制度をある程度援用しながらやっていると思いますので、その
ような結果なのかなと思っています。いろいろな意味です、フリーアンサーのところ
の要望をよく聞きながら、市町村との調整とかを含めて、考えるときに大きな参考
になるアンケート結果かなと思っています。以上でございます。

■次第（3）議事 ③使途の素案

○内山座長

ありがとうございます。そのほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。税制度に
関してはまた後ほど詳細をご説明いただきますので、それでは、続いて、やはりこちら
が大事になってくると思います、使途の素案について、こちらの方を事務局から説明
をお願いいたします。

○事務局長

資料に基づき説明。

○内山座長

ありがとうございました。それでは、委員の皆様から意見をいただき、意見交換をさせていただきます。ただいまの事務局の説明も踏まえまして、使途の素案について、委員の皆様から順番にご意見をいただきたいと思います。まず私から指名させていただきます。

○委員

何に使うかというのは、前に申し上げたように長期的なグランドデザインに基づかないと、毎年毎年思いつきとか、対処療法的ではいけないのかなと思います。宿泊施設さんのことも考えながらも、どういうふうに関光振興をやっていくのか、どのエリアをどのように発展させていくのか、どういうふうに関光を動かしていくのかという大きなデザインに基づいて施策を打っていく。仮に行政のトップが変わっても、大きな長期的な方針に沿って粛々とやられるべきではないかと思います。ただいろいろと変動とかトレンドとかありますので、臨機応変に施策を検討していくことは必要だと思います。

基本的には福岡もそうですけど、宿泊税による税収額については当初予算から上振れた分というのは基金に積んでいって、長期的にいろんなものに使っていくことを考えていけばよいのではないかと思います。例えば大型 MICE の誘致とかは 5 年後とか、少し先の誘致なので、先立つ財源がなかったら思い切って誘致ができません。あと福岡市では国際展示場などのハード整備にも宿泊税の財源を活用しており、毎年 5 億か 6 億くらいか、MICE 施設の改修の返済に当てていると聞いております。今年度は大体福岡市では宿泊税の税収を 30 億円ほど見積もっているそうです。福岡市単体として非常に大きな財源ですけども、そのうちの一部はハード整備に充てておりまして、文化施設の改修などにも財源が活用されているようです。

観光セクション以外からも宿泊税を使った様々な施策の提案が部署横断的に申請が上がってくるそうでした、それがすべて観光コンベンション部の方で財政課の方と連携しながら、その施策が果たして本当に観光振興になるのか、ひいては宿泊客増加になるのか、宿泊客のためのメリットになるのか、という様々な評価軸で施策内容を評価しているそうです。

施策の有効性について説明する必要があるようで、市役所内の各部署が観光 MICE 施策についてしっかり勉強されるそうです。しかもデータとかエビデンスを持ってプレゼンしないと審査に通らず予算確保ができないということで、一つの効果としてはあらゆるセクションが観光 MICE 施策についての理解が深まっているとのこと。千葉県においても宿泊税は大きな財源なので、各部署から宿泊税を活用した施策の提案があると思います。福岡市の場合は観光振興条例に基づいて施策が実行されておりますので、そこが一つ寄り所になっているのかなというふうに思いました。

あと、やっぱり大事なことは、市町村との兼ね合いなので、福岡県の方も福岡と北九州以外は県との折半ということになってはいますけれども、市町村に対してはなるべく使いやすくすることが大事だと思います。しかしながら、懸念されているように、あれもしたい、これもしたいと言って、あまり効果がない施策をされても困るので、やはりこれも千葉県のような長期的な観光振興のグランドデザインに沿っているかどうか、それが大きな判断軸にする必要があると思いますので、その意味でも県としてどのような考え方に基づいて施策を実行していくかを明確に示すということが大事です。

最後に、これは制度の話ともつながりますけれども、今回、市町村、基礎自治体単位でもやっぱり導入したいという話になってきたときのための余地を残すというのはすごく大事なことなので、これは宿泊税の金額の設定については、市町村が自らも独自財源としての宿泊税の導入を検討することになった場合は、当然この千葉県の宿泊税に上乘せして宿泊者から徴収することになりますので、市町村側の導入の余地を残す制度設計ということは重要なことだと思います。このようなスキームは多分全国初モデルになるので、千葉県から全国の県に対して、このような制度設計のあり方をしっかり示していただくというのではないかなというふうに思います。以上です。

○内山座長

ありがとうございました。それでは続きましてお願いいたします。

○委員

制度設計についてですが、端的に言うと使途の明確さというところが宿泊事業者の判断材料となるのかなと思います。宿泊事業者の中でも温度感として導入したほうがいいのではないかと、あるいは手間暇とか考えて導入というのはちょっといかがなものか、という意見もちらほら聞こえています。こういうのも事実なのですが、ただ知る限りでは無条件で賛成だよと、あるいは無条件で反対だよ、というような意見まではないのかなと。ですからどちらについても使途の明確さとか、そういったものがどの程度担保されるかによって右に振れたり左に振れたりというような状況になっているのかなというふうに思います。

いろいろな使途が示されて、総合的にはこんな形になるのかなと思います。ただ実際にこの後導入がされたとした時に、やっぱり年度によって、時代によっても使途、何に使うべきかというのは変動してくるはずなので、その辺を考慮していきたいなところなのですが、宿泊の事業者の皆さんからは、ぜひ導入をもしるのであれば、その事業者の意見が反映できるような、そういった機関というのか、制度を作ってほしいと。と言っても全域で考えるとやはりそれぞれのニーズというのは様々出てきますので、それを総合的に取りまとめていく機関というのが必要にはなると思います。ですからそういうところを踏まえて、個々の意見を聞く、意見を反映できるような、要は、意見を言って決められたものを受け入れるということではなく、ある程度自分たちの意見で意思決定ができるような制度も必要なのかなというふうなところも、ぜひお願いしたいなというふうに考えています。

あとはニーズがあったのが、検証機関、どういう名称になるかというのはありますけど、簡単に言えば諮問機関になるようなものをこの制度の中に組み込んでいただきたい。一番皆さんが熱望されているのはやはり明確な用途を担保してほしいというところになっておりますので、その辺をぜひお願いしたいなと思います。

○内山座長

ありがとうございました。それでは続きましてお願いいたします。

○委員

この用途の素案を拝見してですね、メニューとかあるいは市町村等への支援の考え方も基本的には妥当なのかな、方向性としていいのかなと思いました。ただその方式については補助金方式と交付金方式があって、交付する方から見ても、使う方から見ても一長一短だろうと思うのですが、いわゆる補助裏を考えると多分市町村でもそうだし、仮に事業者に補助を出すとするれば、基本的に大変なのではないかと思います。ちょっと分野は違うのですが商工会議所もいろんな補助金を扱っているのですが、やっぱり補助裏を負担するのが大変なのでやめておくという意見も結構あるんですね。なので福岡でやっている交付金方式というのは、もし市町村からの要望も仮に具体的に実際的に多いということであれば、こういう方式は使いやすいのではないかなと思います。

ただ検証をどうするか、ということについては非常に難しい問題も多々あるかと思えますので、さっき委員がおっしゃったように、ランドデザインに則っていれば、ある程度方向性として合致するという、まずはそこで縛りをつけるということ、それからその後でどういう検証をするか。この方式で、先ほど事務局の方からも一長一短というか、デメリット、メリットを整理したのですが、それも含めた上でもう一度市町村にも確認するとか、それでどちらがいいという話になるのか、確認してみるといいのかもと思います。ちょっと一つだけ質問なのですが、福岡の配分基準で宿泊者数と旅行者数を考慮し配分を、ってあるのですが、これは各市町村の宿泊者数という意味でよろしいでしょうか。

○事務局

こちらですね、前年度の徴収実績から宿泊者数がわかるということなので、宿泊者数はそちらからとっていると。旅行者数というのは通信会社からのビッグデータを活用してですね、そこで按分を取ったような数字をミックスして使っているような解釈ではおりました。

○委員

つまり、その宿泊者数というのは県全体の、という意味ですか。各市町村にという意味ですか。

○事務局

県全体のものの中で、それぞれの市町村の泊まったところ、と。

○委員

となるとですね、これ多分委員の前にもおっしゃった租税輸出という問題もちょっと絡んできて、結構クリアできるのではないかなという気もするので、交付金方式というのも、本当に市町村にとってメリットのある方式になるのではないかなと思います。ただ、どうやって検証するか、検証をどうやって明らかにしていくか、ということが大変かなと思いますので、そこをよく整理した上で市町村にもう一度確認してみるというのも一つの手かなというふうに思います。以上です。

○内山座長

ありがとうございます。それについてはまた今後検証していくということでお願いします。それでは続きまして、お願いいたします。

○委員

アンケートに対しまして、より現実的に詳しく施策が記載されていると思うのですけれども、現状でも宿泊、観光に限らず、経済団体や行政とさまざまな施策を行っております。その辺の確認ですね。この事業が始まって様々な施策を行っていく中で、現状すでに業種問わず行われている施策がある中で、そのすみ分けというか、その辺の確認をしていく。もちろん現状でも、市町村や県、国でもやっていると思うのですね。業種を問わず、人材育成とか人材確保、コンサルタント、とやっていますので、そちらの現状がどうなっているのかという部分が必要なのかなと思いました。

あともう一点は、令和元年の大雨、台風、その後のコロナでですね、廃業していった事業者さんがあると思うのですね。資料の1の2のポツの4のところですかね。昨年1年間に宿泊事業者14施設廃業、となっておりましてけれども、今よく言われている事業承継、廃業せずに事業を承継して、廃業しない、廃業を少なくして事業を行っていくような状況が、この施策の中に組み込めるのか、ということもちょっと考えました。

あと1点だけなのですけれども、さまざまな施策が書いてあるのですけれども、事業が開始されて、どのくらいの業務量になるのか、もちろん税収が上がるほうがいいのは当然なのですけれども、税収が上がればそれだけ業務量が増えるということですよ。その業務量に対して主体的に業務をする、県の事務局になると思うのですけれども、そちらの体制がしっかりと取れていくのか。今後の話だと思うのですけれども、当然これだけの事業になると、相当な事業になると思うのですね。特に33ページに事業者向けの補助金というのがあったと思うのですよ。そうすると、事業者向けの補助金をどういう形で出していくのか、もちろんその補助金、まだ決まっていないと思うのですけれども、事業者向けの補助金の幅がかなり大きかったので、多額になると、どういう形で補助金を出していくのか、審査をするのか、その後の事業実績をどうやって出させるのか、もちろん不正があってはいけないわけで。そういったものを精査していくということを考えると、ぱっと見るとす

ごい業務量になるなと思いますので、その辺はゆくゆく、しっかり体制を整えていっていただきたいなと思います。以上です。

○内山座長

ありがとうございます。今、事業者さんのことに関しては、また後ほど税の制度設計のところ、ご説明いただけるかなと思いますので。それでは続きまして、お願いいたします。

○委員

市町村関連のところ以外の使途ということでは、まさにおっしゃったように、ランドデザインについて、しっかり戦略的に進めていく。ただそのときにきちんと柱になるようなものを、条例ないし、計画のようなどころできちんと明示をしていくということが、やっぱりとても大事になってきます。今のところ、一個一個の使い道がすごく重要だなというのはわかるのですが、総花的な感じになっているところもあるので、これからやっぱり戦略的に、それこそ各年度の予算のプロセスの中で、戦略をその都度立てていくということにもなるのかもしれませんが、それだとやっぱり場当たりのようになってしまいかねないので、数年間を見越したようなランドデザインをきちんと立てて進めていくということが重要だろうと思います。

それで、市町村への支援の方法の補助金か交付金か、非常に大きな論点になるなと感じています。交付金の方がというか、どっちも一長一短で、私は今のところの感触だと交付金のメリットは非常に大きいなという気はやっぱりしていて、委員がおっしゃったように、もともと私は宿泊税と向き合う中で租税輸出の問題は非常に懸念していて、きちんと受益者負担、ちゃんと負担してもらった人にメリットがいく、というようなことが重要であるということ、一つ議論の軸にして考えてきたつもりです。そうすると市町村ごとに発生する宿泊税の額が違ってきて、それがちゃんと受益者負担という観点でいえば、負担者がいる市町村にちゃんと受益が返っていく、というような形になるのが望ましい。そうすると、この宿泊者数、あるいは旅行者数に応じて、交付金が各市町村にきちんと交付されていくという状況というのは、ある意味一つの理想的な状態だなというふうに思うんですね。

ただ一方で、しかし交付金で自由に使えるような形になって、使い勝手がいいというのも市町村の皆さんからも喜ばれるかもしれないけれども、しかしそれでどこに使われたかわからないとか、あるいは使われる使途ぐらいはわかったとしても効果検証までは求められないとか、ということになっていきますと、それはそれで本末転倒なことになってしまいかねないということで、ここが非常に難しいところです。交付金のような形で各市町村に戻っていくのだけれども、しかし実際効果検証まできちんとできるというような、両者のいいところ取りをできるような仕組みが作れば、それが一番いいのではないかなというふうに思っています。従来型の補助金と交付金というふうに分けてメリットとデメリットというのを今整理してもらった形になりますけれども、できるだけ両者のいいところを

組み合わせたような制度設計というのを考えてもらえるといいのかなと思います。

○内山座長

ありがとうございます。どうぞお願いいたします。

○委員

市町村へのお金の払い方が出たので、ちょっと福岡県の事例について触れたいと思います。シンプルに宿泊者数で配分しているというわけではなくて、宿泊施設の数とか規模とか稼働率とか、それから観光資源の重要性とか人気度とか、観光施策の実績とか、様々な指標を数値化して、色々と係数を設定して、交付金額を決めていると聞いています。詳細については福岡県にヒアリングするなどして細かく調査していただければと思いますが、宿泊税の徴収額の実績に基づいて交付金を渡すということではなくて、そこは結構細かい計算式により決定されるということです。

流れとしては、まず市町村への交付額が決まったら、各市町村に交付金額が提示され、その交付額に基づいて、市町村によりその財源を活用した施策の計画が作成されます。つまり、交付金額に合わせてこういうことをやりたいという考えをまとめて、使途計画を作って県に提出することになります。交付金によりどのような事業がなされたか、どのような効果があったのかについて定期的な報告とか監査があって、さらにはその結果は公表されることになっています。結局その今皆さんご心配になさっているようなことは、当然福岡県としては払拭できるようなスキームになっていますので、千葉県としても参考になると思います。

ただ、細かく事業ごとに金額を申請するようなことをやっているのは、それを審査する千葉県庁の体制も人員を大幅に増強しなければ対応できなくなると思います。基本的には、福岡県のケースが、県として宿泊税を導入した場合の県と市町村の関係性としては、今後もスタンダードになるのではないかなと思います。以上です。

○内山座長

ありがとうございます。今委員からあったような事例も含めて、また検討していただければと思います。

私からも一言だけ、今回、事務局がまとめていただきました、前回の研究会からも引き継いでまとめていただいたことを感謝いたします。その中で、先ほどのグランドデザイン、千葉県の観光ビジョン、そういうものを作っていくことが非常に大事だと思います。その中で、前回の会議でも委員からも言われたように、DMO というのが、基礎自治体の地域DMO だけではなくて、やはり県をカバーするような地域連携DMO、そういうような形も、先ほどのアンケートでのDMO、今、半分くらいは持っていない基礎自治体もあるので、県全体、また県をカバーする意味でもDMO、専門の観光人材というものも必要なのかなというふうに思っております。そして福岡県の県の全体の地域連携DMO がありましたよね。そういう形で、またそれが地域のDMO と連携しながら地域の市町村の観光政策とも

連携しながら、観光ビジョンに沿った形での観光振興を進めていくのがやはり大事なのかなというふうにも思っておりますので、この辺りも使途の中にも4分の1のところ区市町村、DMOへの支援というのがありますので、ぜひこども、今あるDMOへの支援に加えて、県全体を見るような、マーケティングができ、マネジメントができるような、そういう組織も必要なのかなというふうにも感じたところです。そのほかこの点について、委員の皆様から一言、二言、これは少し言っておきたいとか、そういう点がありましたら、ぜひご意見いただきたいのですが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、今皆様からいただいた意見をご参考にさせていただきたいと思っております。

■次第（3）議事 ④税制度設計の素案

○内山座長

では続きまして、税制度設計の素案について、こちら事務局から説明をお願いいたします。

○事務局

資料に基づき説明。

○内山座長

ありがとうございます。ただいまの事務局の説明を踏まえて、税制度設計の素案について、委員の皆様からご意見をいただき、意見交換に移りたいと思っております。それではまず最初に、お願いいたします。

○委員

ご説明ありがとうございました。論点はたくさんあるかなと思っておりますが、特に税率の部分についていえば、私はやっぱり、応益負担の中でも、ある程度応能的な部分も入った方がいいだろうなというふうに、もともとってはいましたので、そういう意味では、段階的に税率が少し上がっていくようなものだったり、免税点があったりというものか、あるいは一律で、定率で税額が上がっていくような仕組みというもののほうが、応益負担を考えるとすれば適当だろうなとは思っていました。しかし、この業務の煩雑さというところから、一律の定額制が一番、圧倒的な支持を得ているということですので、そうであれば、やはり宿泊事業者さんの負担というのは非常に大きい、大きいという重要な要素になっていますので、一律の定額制というのが妥当なのだろうなというふうに思います。そういう意味では、応能的な部分は、もうこの設計の中に入れたい、ということですね。

ただ、前に委員からもあったように、しかし高額な人に同じ額を負担してもらおうというだけでは、ちょっと公平性の観点からというのがあったとは思いますが、税収のシミュレーションをしてもらって、この1.5億円ないし2億円というのを軽く見るかどうかというところもあるかと思っておりますけれども、段階的にすることによって一定程度の税収の増加を見込めるかもしれませんが、それによって事業者さんの業務が煩雑になるというところ

ろと比較をした場合に、この程度の税収の増加であれば、そこは断念をして一律定額ということでいくのも一つの選択肢かなというふうに思っています。それから最後の市町村との税率の、重複課税みたいな言い方もすることもあります。意見の中にも、市と県で二重課税になるようなことをやめてほしい、みたいなものもありましたよね。そののところでどう考えるかというところで、福岡県は一部福岡市で段階的にやっている部分を除けば、基本的にはどの市町村でも同じ税率になるような形で調整をしたということになるわけですけれども、結果的にそれですと、市町村ごとに宿泊税、観光振興財源のニーズが違うというときに、それに柔軟に対応できないというようなデメリットがやっぱり出てきてしまうということになりますので、そういう意味では、この県は県としてかけた上で、財源が必要な市町村はそこにさらに上乘せすると。ただ、賦課徴収の事務はできるだけ一体化して、どちらかが徴収すると。全県的にやるわけですから、その場合県が代わりに徴収をするというような設計というのは、非常に合理的な仕組みかなというふうに思います。

ただ、これも経済学でよく出てくる話で、租税輸出とはまた別の文脈で、この重複課税ということになったときに、お互いがそれぞれ自分のところの税収確保というのを目的に課税をすることで、結果的に過剰な負担をさせてしまうことになりかねないというか、ゲーム理論的にやると、過剰な負担がナッシュ均衡になるという話が出てきたりすることもあるのですけれども。そういう意味で考えたときに、全体として過度な負担にならないような配慮というのは必要なだろうと思うのですけれども、ただ、そうすると、さっきのニーズに応じて税率を調整していくというところが、果たしてどんなふうに折り合いをつけられるのかというところが難しくなってくるかもしれません。この150円という税率自体は、決してそれ自体が高い負担ではないというふうにも思いますので、その範囲で収まっている限りにおいては、それぞれに課税をすることでもよろしいのかなと。結果的に何年か経ってみて、非常に高い税率を課すような市町村が現れたりとか、そういうようなことになってきた場合に、また今後のあり方みたいなものを再検討していくというふうなことでいいのかなというふうに思います。以上です。

○内山座長

ありがとうございます。それでは続きまして、お願いいたします。

○委員

事前にもいろいろと伺っていましたので、基本的にこの方向性でいいのではないかなと思っています。もともとどちらかという、宿泊税の導入においては、原則として、まずは基礎自治体がしっかり議論すべきテーマと考えておりましたが、福岡市などの取り組みに関わってきた経緯もあって、県が宿泊税導入を先行して議論していくにあたり、その後の市町村との関係をどのように考えるべきかということを考えながら、この委員会に参加させていただいておりました。今回のように、特にこの46ページのようなスキームを提案することはとても素晴らしいと思います。他地域においては、例えば北海道とか長野県などにおいても、県と市町村の調整が非常に難しい状況があります。市町村が先に先行して

いる事例もあれば、県と市町村が同時に宿泊税導入の議論が始まって、折り合いをつけることが難しい場合もあります。福岡県は最後の折衷案として現在のような落としどころがありました。県が主導した場合に、市町村の議論の余地を残すというのはすごく大事なことであり改めまして感じております。

検討するにあたっては、もともと税収額を考えれば、2万円以上の宿泊料金に対しては500円とかの設定をする方が税収増につながるわけですが、やはりそこは県全体を考えた時には、千葉県内はほとんどが1万円以下の宿泊料金という現状とか、あと2段階で宿泊税額を設定することによって、宿泊施設の関係者の理解を得ることが難しくなってしまうと、コンセンサスを得ることに非常に時間もかかり、宿泊税導入時期が遅れてしまうこともあると懸念されます。事前アンケートにより宿泊施設関係者より何とか一律にしてほしいという声を汲んで、その部分の各論で議論が紛糾しないようにするというのも大事なのではないかと思っております。現在の案で税収が40億とか45億とかというのが見込めて、千葉県として十分に様々な施策が実行できるという判断であれば、全体のバランスを考えると、150円一律の設定とするという案が、より落とし所ではないかと思っております。北海道では一律100円で提示されていましたが、そこを150円と設定したのは、いい落とし所ではないかなと思っております。

そしてさらに、その後に市町村が導入することになった場合、例えばこれ一旦市町村税として徴収するのか、県税として徴収するのかという、お客様に対して分かりやすくすることも考える必要があります。さらには宿泊施設の関係者にとっては、徴収した宿泊税のうち、この分は県に払って、この分は市町村に払って、と分けるのはかなり煩雑な作業になりますので、支払い方法もまとめていくことなど、そういうスキームの議論の余地も残しておくということだと思っておりますので、この46ページのようなシミュレーションをしっかりと提示しておいて、さらに市町村にも宿泊税導入の議論を促したらいいと思っております。特に舞浜地区とか浦安に関しては2万円以上の宿泊料金を設定している宿泊施設が結構多いと思っておりますので、市としては宿泊料金に応じた宿泊税の設定を検討される可能性もあります。また成田市においてもホテルの建設が今後増えてくることも想定されますので、訪日外国人旅行者を想定して5万円とか、場合によってはスイートルームに20万、30万円で泊まる旅行者からも150円しかいただかないのかという話になるのではないかとと思っております。県としては現在の議論の方向でいいと思っておりますが、仮に浦安とかが導入した場合は、高額な宿泊料金を支払う方からはもう少しいただくということなど、市単位で議論していただくということで、今回のご提案内容が一つの落とし所だと思っております。

「税の三原則」の考え方を踏まえると、なるべく簡素にするということが大前提なので、とにかく免税点とかも設定せず、県民や修学旅行生からも一律いただくことになりませんが、その分の何かフォローする施策を実施すればいいと思っております。例えば場合によっては温泉地で湯治しているような方からもいただくのですけども、いろんな施策でフォローするしかないのかなというのが私の中の結論でございます。以上です。

○内山座長

ありがとうございました。それでは続きまして、お願いいたします。

○委員

ありがとうございます。私もですね、結論から申し上げまして、この税の設計、全体として大変よく考えられているなど。考えられている制度なので、これでよろしいかと思っています。課税客体の考え方、税務課さんが考えたのが、私は腑に落ちることがあって、これって他のところにも通底する考え方だな、一定の宿泊行為で、例えば行政サービスを受ける、ということになれば、当然そこで出てくるのが、やっぱり一人、一定の額でいいのではないかということ。昔の、担税力をどう考えるかといったときに、当然多くの料金を払える人は、当然、担税力を持っているし、あるいは奢侈を抑制するとか、そういった目的も昔あったかと思います。現在で言えば、例えばオーバーツーリズムということもあるのですが、アンケートだとオーバーツーリズムが千葉県の場合は、そんな問題になっていないというような意見も多いので、そこを考えないとすれば、やはり、担税力の観点から、今、旅行をする目的が多様になってきていると思いますし、贅沢をするために行くというよりも、日常の中で、いろいろな自分を見直すとか、あるいは楽しみを持って、例えばお金をいっぱい貯めて、高いところに泊まって、一時的にゴージャスな気分を味わうというような目的も、色々あるかと思うのです。なので、多く払うから単純に担税力もあると見做さない方がいいと考えておりますので、この一定額で、しかも段階じゃなくて一律にするっていう考え方については、よろしいかなと思っています。

じゃあ150円なのかどうかという問題を考えると、やっぱり必要額を割り出してそこから考えているということと、あと市町村との調整、今委員もおっしゃいましたけど市町村との調整の余地を残すことを考えると、150円っていうのはなんとなく見た感じ非常にバランスのいい額かなっていう感じもするので、そういう意味ではこの額、必要額を満たせる、税収を見込める額だし、市町村との調整にも対応できる額ということで非常によろしいのかなと思いました。

それから市町村との調整についてはこの案の通りでよろしいかなと思います。市町村との綿密な調整をするにあたっては、まずは、シンプルイズベストという考え方を貫いたほうがいいと思っています、特別徴収義務者の負担をなるべく軽くしてあげようという考え方もありますが、一方で徴税コストの問題もありますので、ここはちょっと私今日資料を見て思ったんですけど、課税客体で民泊が入っていますよね。民泊については確定的なデータとか名簿がないという話も聞きましたので、これをどう捕捉するか。おそらく平等に課税しなきゃいけませんから、調査なんかも場合によっては必要なかなと思っています。そうすると市町村と県とで課税客体が違ってくるっていうのもまずいですし、統一的に行うっていうことで、皆さんがおっしゃったようにこれはどちらかのほうで担うということが必要だと思っていますので、そこは十分に注意をして考慮して行くべきじゃないかなと思いました。以上でございます。

○内山座長

ありがとうございます。それではお願いいたします。

○委員

私のほうもですね、今委員が冒頭おっしゃったとおりですね、この素案で非常によくできているのではないかなと思います。ただ、私どもも小規模事業者が比較的多いので、先ほど、委員のほうからもありました、納税の時期についてまだ検討が不十分であるという話もあったのですが、事務の軽減という観点から納税の時期、アンケートを見ると毎月納税という形になっているのですけれども、その部分をもうちょっと調査していただいて、例えば、所得税ですと納期の特例があって半年に1回とか、それと同じパターンで納税していただいた方が、お互いにいいのではという気もいたします。またですね、年配の方がいわゆる電子申告をするということになると、なかなか難しいところが出てくるので、そこについては地域の行政さんであったり経済団体であったり、その部分でどこまでお手伝いできるのかですね、その辺が私の方がちょっと気になりました。全体的には非常に良くできているなという感想でした。以上です。

○内山座長

ありがとうございます。それではお願いいたします。

○委員

納税のサイクルというところと言うと、やはり小規模のところ、短いと負担がかかるのかなというのは、単純に考えても納税額自体も小さいというのは当然想定できるので、その温度差はあるにしても、少額を毎月毎月やるということに負担がかかるというのは懸念するところだと思います。今の税制度については、導入したとしての議論になるのかなと思いますけれども、まず公平の観点から言うと、一番やはりグローバルなスタンダードなのが定率になるのでしょうか。あるいは高額なところについては階段式にしてということもあったりすると思うのですけれども、やはり事業者の多くの意見は定額にしてほしいと。

このアンケート結果の分析を見ても、高額単価なところの割合はそれほどではなく、階段を作ったところでの、税込、総額については大きな変動はないというところを見れば、制度の見直しが5年ごとというところであれば、5年後も変わらないかもしれないですけど、一応この定額というところは、業界にとってはありがたい提案になるのかなというふうに思います。

一方で検討しなきゃいけないというところが、免税点。これは低額のところということになると思いますけれども、これもいわゆる旅館ホテルという営業スキームであれば、免税点を設けていただかなくていいのかなというところはあるんですけど、明確に多分反対されている事業者というのは、やはり民宿とか旅館ホテルでも比較的低額でビジネス相手の客層の方ということになると思います。これを設けていただくと、簡単に言えば宿泊税がうちは導入されないのとイコールだよ、というような営業のスタイルだと、免税点

を設けて欲しいという意見になってくるのかなと思います。そういうところについては、やはり丁寧な説明をしていただく必要があるかなと思います。この計画、免税点というところで確認したいところと言うと、一般の旅館ホテルでも想定される、子どもですね、幼児を含めて、ここの税制度をどう設計するのかというところが、今後の検討になってくるのかなと思います。子ども料金があれば取るのかとか、ここも同じ150円でいくのかとか、こういったところの制度設計というのは、もう少し詰めていただく必要があるのかなというふうに考えます。納入については、今この46ページのように、こういった形で市なのか、あるいは、県なのかどちらかでまとめて取っていただくというのは非常に宿泊事業者としてはありがたいかなというふうに思います。全体の総論で言えば今の制度設計については非常に業界の意見をまとめていただいた、ありがたいような提案をいただいていると思っています。以上です。

○内山座長

ありがとうございました。今、委員の皆様からのご意見いただきました点、免税点につきましてもやはり事業者様にも丁寧な説明が必要だということと、また今、委員から言われました子どもの料金の設定などについてもまた少し検討していただきたいと思えます。

全体としてはやはり皆様からご意見いただいたような簡素で、事業者様にとっても、税を徴収するにあたってはやりやすい方向性に来ているということと、皆様からのご意見の方向性がしっかりと反映されたものであるということが、皆様のご意見からもいただけたところかなというふうに思います。また、納入期限に関しまして、やはり小規模事業者様のことを考えると、もしかすると毎月というよりは、というところも出てきましたので、その辺りもまた少し検討していただければと思います。また、県内一律150円で市町村がそれにまた徴収する場合にという、ある意味千葉モデルというものが提示できたのはとても素晴らしいことだということで、委員の皆様からのご意見いただきました。またこれも今浦安市さん、南房総市さんとの調整ということも行われていると思いますが、また今後恐らく徴収するという市町村も出てくると思いますので、この辺りもやはり調整しながら金額をどう設定していくか、ということもご説明していただきながら、宿泊税の徴収というものを考えていただきたいというふうに思います。

また、5年後の見直しということもありますので、この辺りもししっかりとデータを取って反映していただければと思っております。その他、委員の皆様方から、この点についてももう少しお話ししたいという方がいらっしゃいましたら、ぜひご意見を伺いたいと思えます。いかがでしょうか。お願いいたします。

○委員

先ほど言い忘れたというか、補助金か交付金かという議論、これは非常に大きな選択になるわけですが、それと今回の市町村と県の課税の在り方、46ページのようなスキームですね、これもセットで考える必要があって、県で一律に課税をして、市町村の課税

はなし、もしくは市町村で課税するところは県の税率を下げるみたいな形にもしなるとすれば、福岡県の方式ですね、そうであれば福岡県の交付金モデルというのも非常に整合性というか、適応してくるのかなと思います。

一方で市町村ごとに自分たちで独自に課税をしたければ、そこに上乘せしてというのが柔軟に認められるような制度設計であれば、交付金のような形で全ての自治体にきちんと還元するというようなことはそんなに考えなくてもいいかもしれない、というところもあるかなと思います。このスキームであれば補助金か交付金かというときに補助金の方を選択するというのも、むしろそちらの方が整合的かもしれないというふうにも思いますので、そこはセットで考えていくといいのかなというふうに思っています。

■次第（3）議事 ⑤使途の明確化（見える化）

○内山座長

ありがとうございます。そのほか、皆様からご意見ありますでしょうか。よろしいでしょうか。ありがとうございます。それでは、今の委員からのご意見も踏まえて、また詳細は検討していただければと思います。それでは、続きまして、使途の明確化、見える化について、こちら事務局から説明をお願いいたします。

○事務局

資料に基づき説明。

○内山座長

ありがとうございました。ただいま、事務局から使途の明確化、見える化について説明がありました。このことについて何か、委員の皆様からご意見、ご質問等ございましたら、挙手の上お願いいたします。

○委員

ご説明ありがとうございました。また説明だけではなくて、これだけの整理をしていたいて、宿題として私がお願いしたような話でもありますので、きちんと応えていただきたかなというふうに思います。最後の方向性についても、基本的にはそれでいいかなというふうに思っていますけれども、ただやっぱり、ちゃんと検討してほしいなと思うのは、これは財政学でも、普通税にするか目的税にするかという非常に大きな論点で、目的税にすると、どうしても使途とのリンクで硬直化してしまっていて、不必要な使われ方をしまったりとか、懸念もあるので、そういう意味で一般財源の方が柔軟性があっていいというような議論が結構あるわけですね。

一方で、しかし、受益者負担の観点、あるいは原因者負担とかもありますけれども、そういう特定の使途に対して理由付けをして目的税を入れるのであれば、やはり、ちゃんと目的にかなった使われ方をしているのかどうかということは、きちんと見えるようにする必要はある。しかし、地方税の世界で、この宿泊税だけじゃなくて、入湯税にしても、あ

るいは都市計画税にしても、大きな目的があるわけですがけれども、基本的に特別会計は作っていないのですね。本来、区分経理するべきところをしていないという実態があると思っていて、今回のアンケートの意見の中でも、行政は結局最初目的税と言って取っておきながら、後から一般財源として使うんだ、みたいな、懸念というか不信感すら抱かれて、そういうご意見がありましたよね、いくつかね。という中で、やっぱりきちんと目的に沿って使っているのだということ、ちゃんと示し続けていくということが必要で、そのためにはやっぱり特別会計というのは、必須だろうと私は思っています。ですが、かといって宿泊税を結局導入した自治体、どこも特別会計を作っていないという中で、ではどんな理由でそれが作られていないのか、ということ、今回調べていただければ、ということをお願いしたわけです。

結局調べていただいた結果としては、どこもほとんど真面目に考えた形跡がない、議論した形跡がないということなので、特別会計を入れるメリットは、やはり用途の見える化をきちんと示すということだと思えるのですが、何らかのデメリットがあっても、そっちの方が重たいということであれば、わざわざ特別会計は設置しなくても、というふうな結論になってもいいのですが、特段のデメリットもあがってない中で、特別会計はしないという結論に行くのは、やっぱりちょっと筋が違うかなというふうに思います。ですので、特別会計は設置しないということであれば、なぜ設置しないのかということがちゃんと説明できるような状態にしてほしいなというふうに思っています。

それとですね、かといって、特別会計が設置されれば、それでその用途の見える化が果たせるかということ、全然そういうことはないのです、本来はちゃんと事業ごとにどういう財源が使われて、年度ごとにもし余剰が生じたとすれば、それが翌年度以降にどのように使われて、ということがきちんと分かるような形が必要なので、そのためには基金はやっぱり作っておく必要がありますし、そこにまた貯め込まないようなことにしておく必要もあるわけです。それって結局、特別会計を作ればそれでOKって話ではないので、結局、事業ごとにですね、ちゃんと説明ができるようにしておく。そういう意味では、そこは逆に言えば、特別会計を作らなかったとしても、事業ごとにそういう説明はきちんとできて、それが整理されて、県民あるいは事業者さんたち、受益者の人たち、観光者の人たちにもちゃんとわかるような形になっているのであれば、別に特別会計の設置にこだわらなくてもいいだろうというふうに思っていますので、そのところの議論が整理されれば、今のような方向性でいいのかなというふうに思っています。

○内山座長

ありがとうございます。その他、皆さま、今の委員の発言に対していかがでしょうか。

○事務局

委員のおっしゃるとおりですね、やはり特別会計で切り出すという、これはもう会計処理上では当然出てくるスキームになっていて、どうやってこのツールをうまく使っていくのかといったところは、そこはしっかり議論、我々もまだしていないので、そこは一旦議

論のステータスをいただくのかなと思っています。ただ、最初に用途の素案のお話をさせていただいた中で、まず用途としてこれからどんどん膨らんでくるところもあったりするので、それに対してどういう予算編成をしていくのか、あるいは実際に執行残とかがあった場合におっしゃっているとおり、その残ったお金を特別会計の繰り越しにするのか、あるいは基金積み立てという形をとるのかとか、といったようなところの具体的な会計処理、制度設計を、今後は我々県の方で財政当局としっかり詰めていかなければいけないかなと。

それからいただいている、それとはまた会計処理と同じ数値で、しっかりと宿泊事業者とか宿泊者向けに説明していくための整備、それから検証委員会に挙げていくような、そういった整備も含めてですね、我々の宿題として引き続き頑張っていければなと思っています。よろしくお願いします。

○内山座長

はい、よろしくお願いいたします。

○委員

今いただいたお話が本当にごもつともだなと思っています、会計処理の方法は様々あると思いますのでそれはまた今後課題であると思うのですが、今先行事例のところ未設置の理由、これ全く同じ意見で、拝見させていただいて全て曖昧な回答なんだなと。要は結論なく質問があったからあえて答えたのだな、というような内容になってしまっているのかなというふうに思います。結論としては最後 52 ページですかね、(3)にありますけども、お願いしたいのはここにあることを全部やっていただきたいのです。本当に端的に記載されていると思います、この記載内容がどれ一つ欠けることなく、すべて網羅していただいて、この内容がですね、恒久的に続くように制度設計をしていただきたいというのが、多分業界の皆さんの意見になってくると思いますので、この辺をよろしくお願いいたします。

○内山座長

ありがとうございました。よろしくお願いいたします。

○事務局

はい。

○内山座長

そのほか、いかがでしょうか。よろしくお願いいたします。

○委員

福岡でなぜ特別会計を作らなかったか、あんまり聞いたことがなかったのですが、

おそらくですけども、福岡の場合は観光振興条例があるので、宿泊税はすべて観光 MICE 振興に使うということが議会と合意できていますので、特別会計を考える必要がなかったのではないかと思います。税込額については、今年は多分 25 億円くらいで見積もって当初予算として組んで、結果として 30 億円ほどが見込まれるということになれば、上振れた 5 億円は基金に積むというやり方になります。福岡市の関係者の話を聞く限り、このような状況においては、宿泊税のための特別会計といった財布を別に作るというスキームの必要性を感じてはなかったのではないかと思います。一応、事業の査定とかは観光コンベンション部と財政課の方が一緒になって、すべての施策について、その有効性や費用対効果などを全部細かくチェックされています。結局、当初予算でどれくらい見積もって事業を組むかという、上振れたら基金に積むというだけの話なので、あまり宿泊税だけの個別の財布を作ることにについては、その必要性がないのではないかと思います。

最終的には宿泊税がちゃんと観光振興に使われているのかという問題の話なので、そういう意味では自治体の方もあまりそこに頭がいかなかったのかなという気がします。しかしながら、条例とかそういうものがなくて、導入後時を経てだんだん崩壊的になってしまい、宿泊税の主旨には違ふ他のことに使われているという危険性もあるのではないかと思います。それについては県庁側の考え方次第という気がします。特別会計がなくてもちゃんと運用できるのではないかと思います。現状においては、福岡市においては、この宿泊税の導入にあたってリアルタイムに議論に関わってきて苦労された職員の方々は、かなり財源の使途に関する意識が高いのです。導入後に 5 年経って 10 年経つと、現在ここにおられる方が観光セクションにいなくなっていくと、宿泊税の財源があることが当たり前になってくるのではないかと思います。そうすると財源の使途に関して緊張感がなくなってしまうという懸念はあると思います。行政組織内としても、宿泊税の大きな財源が前提になってくると、何でもかんでも宿泊税の財源を使っていくという、危険性もあるわけですね。その意味では、10 年後とか 20 年後もちゃんと制度が運用されるためにはどうするかという視点で考えていくという意味では、特別会計がそれをきちっとコミットするというか、確実なものにするのだったらそれも検討する意義があるのではないかと思います。

○内山座長

ありがとうございます。今の皆様の意見も踏まえて、また事務局で検討していただければと思います。そのほか、いかがでしょうか。よろしくお願いします。

○委員

ありがとうございました。見える化についてはこの形で方向性としてよろしいかと思うのですが、大事なことは誰に対して見える化をするのかということのを常に意識しなければいけないと思っています。そうすると、たとえば 3 つ目の○で、「宿泊税を負担した宿泊者や宿泊事業者等に対して、宿泊税の使途を広くわかりやすく伝えるため、ホームページで公表することとする」。これは多分最低限の話だと私は思っていて、ではその他に何ができ

るかという他の団体でもやっているように冊子を作って各施設に置いてもらう。

例えばどこで何が問題になるかという、多分宿泊の場所で何で私は150円払わなくてはいけないんだって議論が出た時に、きちんと説明をしないといけない。その時の説明で一番良いのはこういう目的で使っていて、ここでこういう使い方をしていきますよ、ということその場で説明とかしてですね、宿泊施設の方がいたずらにバタバタしないような措置も必要なのかなと思いますので、そのところは伝え方、伝わるように書いてあるのですが、伝えるのと伝わるのは違いますよね。本当に伝わるかどうかというのを考えるときは、その方法についてもよく議論する必要があるのかなと思っています。

それから先ほど特別会計について委員からも、これを設置しないのであればしない理由をきちんと整理しておくことが必要だということは、全く同感であります。実はこのことは他の論点についても言える話で、定額制を取らないのはなぜかとか、一定額にするのはなぜかとか、市町村との調整をこうしたのはなぜか、というのはやっぱり大きな論点になるところがありますので、そこについてもこういう考え方でこういうふうにしたということもきちんと整理しておくことが、宿泊税を課税する県としての説明責任につながっていくのではないかなと思います。その論点はここでもいろいろ議論が出ていると思いますのできちんと整理して、もし足りないものがあればきちんと事務局が頼んでいろんな関係団体との調整を経て整理しておく。これが必要なのかなと思います。考えてここで条例を作れば終わりということでもないので、おそらく条例を作った後にどういうふうに運用していくかという説明責任は県の方に常に求められると思います。もちろん市の方もそうですけどね、市が課税するといったら、そういうことをきちんと整理しておくことが必要かなと思っています。以上でございます。

○内山座長

ありがとうございます。今ご意見いただいた点については、今回は使途の明確化の方向性ということではあると思うんですが、やはり徴収する事業者様が分かりやすい説明というのが求められておりますので、今後詳細を検討していく際には、またこの点も考えていただければと思っております。

また、説明責任というところも、実際にこれから宿泊税を導入するにあたって、アンケートの中にも反対という意見もありましたので、しっかりと説明していくということが求められると思いますので、引き続きお願いしたいと思います。

それでは意見は他に何かございますでしょうか。どうぞ。

○事務局

商工労働部の地域産業推進・観光担当部長の高橋でございます。今日は委員の皆様方に色々ご熱心なご議論を頂きましたこと、本当にありがとうございます。色々宿題も頂きましたけれども、頂いた宿題も含めて様々整理をさせて頂き、また検討をさせて頂きたいと思っております。

何点かコメントをさせて頂くとすれば、まずグランドデザインが必要だというようなお

話、何人かの委員の先生方から頂きまして、これ本当にそうだなというふうに思っておりまして、県の方では観光振興条例もございますし、あるいは観光振興の基本計画などもございますので、そういったもの見直しの中でも、しっかりとグランドデザインのようなものをお示ししていければと考えているところでございます。それから補助金がいいか、交付金がいいかという、市町村に対しての宿泊税の中からの交付の話も出ましたけれども、いいところ取りの仕組みを考えていけばいいというご意見を頂きまして、確かにそうだなと思いました。補助金の場合は補助裏の話がありましたが、補助率の問題なのかなと思いますので、そのようなところも含めて、交付金的な仕組みにできないかなど、そのようなところも検討させていただいて、市町村の皆さんにとっても使い勝手の良い仕組みにしていけたらと思っております。

それから、独自に課税をしたいという市町村との調整について、枠組みをお示しさせていただき、委員の皆様方から、概ねこのような感じで妥当ではないかというご意見をいただきまして、ありがとうございます。この点も市町村の皆さんともしっかり調整をさせていただきながら、良い仕組みを千葉から提案をしていければと思っておりますので、引き続き議論を進めてまいりたいと思います。いずれにしましても、引き続き市町村や、あるいは事業者の皆さまのご意見を伺いながら、また委員の皆様方にもご意見、ご議論をいただきながら、引き続きしっかり検討させていただきたいと思っております。どうもありがとうございました。

○内山座長

ありがとうございます。それでは以上、駆け足ではございますが、議題につきましては全て議論を行いました。委員の皆様方、これまでの議論の中で改めてご意見、ご質問等ございましたら、ぜひお願いいたします。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

○委員

参考までにこれも福岡市の事例で恐縮ですけど、宿泊税を活用した事業の説明については、宿泊施設の関係者向けに、タウンミーティングのような形で説明会をかなり細かく開催されています。それでも、自分は知らない、聞いていないと言ったり、行政の情報発信不足を指摘する声があったりします。そういう人に限ってそのような説明会に参加していないということもよくあることです。聞いてないのではなくて自ら情報を取ってないということなのですが、とはいえなるべく県としてはどこまで細かく説明する場を設けることができるかを考える必要もあり、これを県庁として行っていくのは結構大変なことだと思います。県内各地に細かく県庁の職員の皆さんが出かけて行って、やっぱり対話するというのは膨大な時間的コストもかかるので、市町村との役割分担がいるのかなと思います。

福岡市の取組で結構有効だったのは、毎年宿泊事業者向けのアンケートの実施でした。アンケートの中で、市でこのような政策をやっていますけど、知っていますかっていうアンケート行うことで、アンケートを活用したプロモーション効果があります。アンケートの回答の中で「知らなかったです」との回答をしたとしても、その時点でその施策が

行われていることを知ることになります。だからやっぱり毎年アンケートを取るっていうのは実はプロモーション効果があるということで、福岡市では定期的に宿泊者向けのアンケートを行っていくことも検討しています。アンケートと言いながら実はそれは周知徹底するためのプロモーションというものを狙っているわけですね。宿泊者に対しても、宿泊税導入されていることを周知することも大事ですし、宿泊施設さんに対して行うことが大事です。

あとはですね、宿泊施設関係者の声だけを聞いていいのかという問題も実はあって、宿泊客を増やすためには当然商店街の皆さんとか、ナイトタイムエコノミーに関わる人たちとか、いろんな人たちの協力がいるわけですね。これもまた福岡市も宿泊施設さんの声しか聞いていないので、それ以外の人たちにどういう施策をやっていいですかという声も聞いてくださいとお伝えしています。導入から3年経って、福岡市観光振興条例における検証委員会の委員長をさせていただいたので、委員会の中でそのあたりの提言をさせていただきました。福岡市ではれば例えば屋台の人とかの声なども大事なわけです。だから特別納税義務者としての宿泊施設さんの声は最も大事なわけけれども、宿泊客を増やすためには、いろんな人たちの協力もいるので、その人たちからのアンケートを行うことで、必要な施策についての声も聞いていくということが必要だと思っています。

○内山座長

ありがとうございます。そういう意味では、商工会様、商工会議所様にもご協力いただいて、アンケートを取っていくということも必要かもしれません。

ありがとうございます。そのほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。では、今回いろいろご意見いただきましたので、事務局のほうでまたまとめていただければと思います。それでは、以上、議論を議題については終わらせていただいて、次回についてですけれども、これまでの議論を踏まえて、報告書の取りまとめについて、また皆様に議論をしていただきたいと思いますが、そちらでよろしいでしょうか。ありがとうございます。それでは次回は報告書の取りまとめについて議論を進めさせていただきます。本日の議事は以上で終了いたします。進行を事務局にお返しいたします。

○事務局

長時間に渡り、貴重なご意見を賜りましてありがとうございました。次回の開催につきましては、改めまして事務局からご案内させていただきますのでよろしくお願い致します。以上をもちまして第3回千葉県観光振興財源検討会議を終了いたします。本日はありがとうございました。お疲れ様でした。